

東北町広告掲載条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東北町広告掲載条例（令和5年東北町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(基本原則)

第3条 町の資産に広告掲載をする広告の内容は、社会的に信用度が高く、かつ、公序良俗に反せず閲覧者に不利益を与えない中立性のある情報とし、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性を持てるものでなければならない。

(広告掲載の対象)

第4条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 町広報誌
- (2) 町自主番組
- (3) 町ホームページ
- (4) 町の財産その他町長が広告の掲載を認めるもの

(広告の範囲)

第5条 条例第3条第2項の規定による掲載基準は、次の各号に掲げるとおりとし、該当各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告掲載をしない。

- (1) 町の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 国、地方公共団体その他公共機関が広告主の商品又はサービス等を推奨していると明らかに誤認させるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 意見広告その他これらに類するもの
- (6) 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの

- (7) 消費者に不利益を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (9) 非科学的又は迷信に類するもので、公衆を迷わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (10) 法律等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (11) 著作権等を侵害するおそれのあるもの
- (12) 第三者の氏名や写真等を無断で使用するもの若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 青少年の健全育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 投機心又は射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (15) 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
- (16) 残酷な描写等暴力又は犯罪を肯定し、又は助長するような表現をしているもの
- (17) 広告を規制する法令等に抵触するもの
- (18) 放送法（昭和25年法律第132号）第5条及び第6条第3項に規定する放送番組の編集の基準及び放送番組の編集に関する基本計画の適用に当てはまらないもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載を行う広告として不適当であると町長が認めるもの

（広告主の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者又は団体は、広告主になることができない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 東北町建設業者等指名停止要領（平成31年東北町訓令第19号）に基づく参加停止措置を受けている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に定める貸金業を営む者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続を受けている者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者である者
- (7) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2
条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)、暴
力団員が事業主若しくは役員となっている事業者又は暴力団若しく
は暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適切であると認めた者

(広告の規格、掲載位置等)

第7条 条例第5条に規定する広告の規格及び広告掲載の位置等は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は広告掲載を決定した者と協議の上、広告の規格及び広告掲載の位置等を変更することができる。

(広告主の募集)

第8条 条例第6条第2項に規定する広告募集の方法は、広告掲載をしようとする広告主を原則として公募するものとする。

2 町長は、募集する広告の枠数に広告主が満たないときは、前項の規定にかかわらず、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第9条 広告主は、別表第1に規定する期限までに東北町広告掲載(変更)申請書(様式第1号)に広告原稿及び次に掲げる書類を添えて提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない特別の事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 直近の町税の納税証明書

(2) 履歴事項全部証明書又はその写し(法人の場合)

(3) 住民票、運転免許証又は健康保険被保険者証の写し(個人の場合)

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 広告の掲載年度において入札参加資格を有している広告主は、前項第1号、第2号及び第3号の書類の提出を省略することができる。

(広告掲載の決定)

第10条 条例第6条第2項に規定する広告掲載の審査の方法は、東北町広告審議委員会設置要綱(平成31年東北町訓令第13号)に定める広告審査委員会(以下「委員会」という。)に諮り、掲載の可否を決定するもの

とする。

- 2 町長は、第9条第1項に規定する申請書等を受理したときは、掲載の可否を決定し、東北町広告掲載許可・不許可決定通知書（様式第2号）を広告主に通知するものとする。
- 3 町長は、広告掲載しない旨の決定をした場合は、その理由を付して広告主に通知しなければならない。

（広告掲載の優先順位）

第11条 町長は、前条の規定により広告掲載の可否を決定するに当たり、次に掲げる順位に従い、掲載する広告を決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びそれに類する団体の広告
 - (2) 公共性があり町長が町民にとって有益であると認めた民間企業等の広告
 - (3) 前条に規定する広告掲載の決定時期が早い広告
 - (4) 町内に事業所等を有する民間企業等の広告
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める広告
- 2 前項の規定によってもなお決定し難いときは、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

（広告料金）

第12条 条例第4条第2項に規定する広告料金の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 広告掲載の決定を受けた広告主は、広告料を町長の指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告料の減免）

第13条 広告料の減免を受けようとする広告主は、東北町広告料減免申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、減免申請書を受理し次の各号のうちいずれかに該当するときは、広告料を減免することができる。
 - (1) 国、地方公共団体及びそれに類する団体が行う事務及び事業に関する広告掲載をする場合
 - (2) 公益性、公共性の高い事業に関する広告掲載をする場合
 - (3) 町が共同で行う事業に関する広告掲載をする場合
 - (4) 町が協力又は後援する事業に関する広告掲載をする場合

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める広告掲載をする場合
- 3 町長は、第1項に規定する申請により減免を決定したときは、東北町広告料減免決定通知書(様式第4号)を広告主に通知するものとする。

(広告料の還付)

第14条 既納の広告料は、還付しない。ただし、第12条の規定により広告料を納付した広告主が次の各号に該当するときは、広告料に相当する金額の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 広告主の責めによらない事由により広告を掲載できなかったとき。
- (2) 別表第1に規定する広告掲載申請期限までに広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告料の還付を適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由により広告掲載できなかったときは、広告料を還付しない。
- (1) 天災その他の非常事態が発生した場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が広告料の還付が必要でないとする場合

(広告掲載の取消し等)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、又は中止の上、東北町広告掲載決定取消(中止)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 広告媒体に掲載しようとする広告が第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 広告主が第12条の広告料を指定する期日までに納付しないとき。
- (3) 広告主が指定する日までに広告の原稿等を提出しなかったとき。
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主より、広告掲載の中止の申出があったとき。
- (7) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定による広告掲載の取消しにより広告主に損害が生じても町長はその賠償の責めを負わない。

(広告の責任等)

第16条 条例第7条の規定により、広告の内容その他の広告掲載に関する全ての事項について、広告主が一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載後その責めに帰すべき理由により町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条、第9条、第12条、第14条関係）

広告媒体	町広報紙	町自主番組	町ホームページ
規格	1号広告枠 4段通し 縦24.0cm× 横17.5cm 2号広告枠 3段通し 縦18.0cm× 横17.5cm 3号広告枠 2段通し 縦12.0cm× 横17.5cm 4号広告枠 1段通し 縦6.0cm× 横17.5cm 5号広告枠 1段通しの2分の1 縦6.0cm× 横8.5cm ※刷り色 黒又は黒と青の2色	1回当たりの放送時間 30秒以内 1日の放送回数 5回以内 ファイル形式 町が指定する形式 放送形式 動画放送又は文字放送	町が指定するバナー広告1枠
掲載位置	町広報紙の表紙と裏表紙の2頁を除く町が指定する各頁	町自主番組内の町が指定する番組	トップページ内の町が指定する場所

掲載期間	1 箇月（月 1 回発行）を単位とし、最長 1 2 箇月までとする。ただし、年度内とする。	1 週を単位とし、最長 1 年までとする。ただし、年度内とする。	1 箇月を単位とし、最長 1 2 箇月までとする。ただし、年度内とする。
広告募集枠	町が指定する枠数 ※広告主が申請できる枠数は、広告媒体の規格その他種類毎に各 1 枠とする。		
広告料金	1 号広告枠 4 8, 0 0 0 円／月あたり 2 号広告枠 3 6, 0 0 0 円／月あたり 3 号広告枠 2 4, 0 0 0 円／月あたり 4 号広告枠 1 2, 0 0 0 円／月あたり 5 号広告枠 6, 0 0 0 円／月あたり ※掲載期間が 3 箇月を超える場合は、別表第 2 のとおりとする。	動画放送 7, 0 0 0 円／週あたり 文字放送 4, 0 0 0 円／週あたり ※掲載期間が 1 3 週を超える場合は、別表第 3 のとおりとする。	5, 0 0 0 円／月あたり ※掲載期間が 3 箇月を超える場合は、別表第 4 のとおりとする。
	※広告料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額とする。		
広告掲載申請期限	町広報紙発行日の 4 0 日前	広告放送開始日の 2 5 日前	広告掲載日の 2 5 日前

別表第2

町広報紙

掲載期間	1号広告枠	2号広告枠	3号広告枠	4号広告枠	5号広告枠
4箇月	182,000円	136,000円	91,000円	45,000円	22,000円
5箇月	228,000円	171,000円	114,000円	57,000円	28,000円
6箇月	259,000円	194,000円	129,000円	64,000円	32,000円
7箇月	302,000円	226,000円	151,000円	75,000円	37,000円
8箇月	326,000円	244,000円	163,000円	81,000円	40,000円
9箇月	367,000円	275,000円	183,000円	91,000円	45,000円
10箇月	384,000円	288,000円	192,000円	96,000円	48,000円
11箇月	396,000円	297,000円	198,000円	99,000円	49,000円
12箇月	403,000円	302,000円	201,000円	100,000円	50,000円

別表第3
町自主番組

掲載期間	動画放送	文字放送
1 4 週	93,000円	53,000円
1 5 週	99,000円	57,000円
1 6 週	106,000円	60,000円
1 7 週	110,000円	63,000円
1 8 週	117,000円	66,000円
1 9 週	123,000円	70,000円
2 0 週	127,000円	72,000円
2 1 週	133,000円	76,000円
2 2 週	140,000円	80,000円
2 3 週	143,000円	81,000円
2 4 週	149,000円	85,000円
2 5 週	155,000円	89,000円
2 6 週	158,000円	90,000円
2 7 週	160,000円	91,000円
2 8 週	166,000円	95,000円
2 9 週	172,000円	98,000円
3 0 週	174,000円	99,000円
3 1 週	180,000円	102,000円
3 2 週	185,000円	106,000円
3 3 週	187,000円	106,000円
3 4 週	192,000円	110,000円

3 5 週	198,000円	113,000円
3 6 週	199,000円	113,000円
3 7 週	204,000円	116,000円
3 8 週	210,000円	120,000円
3 9 週	210,000円	120,000円
4 0 週	215,000円	123,000円
4 1 週	215,000円	123,000円
4 2 週	220,000円	126,000円
4 3 週	222,000円	127,000円
4 4 週	227,000円	130,000円
4 5 週	229,000円	131,000円
4 6 週	235,000円	134,000円
4 7 週	236,000円	135,000円
4 8 週	241,000円	138,000円
4 9 週	243,000円	139,000円
5 0 週	248,000円	142,000円
5 1 週	249,000円	142,000円
5 2 週	254,000円	145,000円

別表第4
町ホームページ

掲載期間	バナー広告
4 箇月	19,000円
5 箇月	23,000円
6 箇月	27,000円
7 箇月	31,000円
8 箇月	34,000円
9 箇月	38,000円
10 箇月	40,000円
11 箇月	41,000円
12 箇月	42,000円

東北町長 様

(広告主)

住 所
事業所名
代表者氏名
電話番号

東北町広告掲載（変更）申請書

東北町広告掲載条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり広告掲載したいので（変更）申請します。

広告掲載に当たっての同意事項

- ・ 広告掲載に当たっては、関係法令等の規定を遵守します。
- ・ 広告内容について、消費者からの苦情等は広告主が対応します。
- ・ 広告掲載に係る原稿作成等の費用は広告主が負担します。

広告媒体	<input type="checkbox"/> 町広報紙	<input type="checkbox"/> 町自主番組	<input type="checkbox"/> 町ホームページ
広告掲載期間 ※注(1)参照	年 月～ 年 月	年 月 日～ 年 月 日	年 月～ 年 月
	計 箇月	計 週	計 箇月
広告掲載申請額	円	円	円
	合計		円
広告掲載の 主な規格 及び 広告料金	<input type="checkbox"/> 1号広告枠 48,000円/月	動画放送 <input type="checkbox"/> 7,000円/週 文字放送 <input type="checkbox"/> 4,000円/週	5,000円/月
	<input type="checkbox"/> 2号広告枠 36,000円/月		
	<input type="checkbox"/> 3号広告枠 24,000円/月		
	<input type="checkbox"/> 4号広告枠 12,000円/月		
	<input type="checkbox"/> 5号広告枠 6,000円/月		
	※広告料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額とする。		

注(1)広告掲載期間が4箇月もしくは14週以上の場合、広告料の額が割引となりますので、別表第2～4を参照のうえ申請額を記載してください。

注(2)規格等の詳細は、東北町広告掲載条例施行規則別表第1をご参照ください。

注(3)本申請書に広告原稿及び次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ①直近の町税の納税証明書
- ②履歴事項全部証明書又はその写し(法人の場合)
- ③住民票、運転免許証又は健康保険被保険者証の写し(個人の場合)
- ④その他町長が必要と認める書類

ただし、同年度に東北町入札参加資格を有している広告主は、①、②及び③の書類の提出を省略できます。

第 号
年 月 日

様

東北町長

東北町広告掲載許可・不許可決定通知書

年 月 日付けで（変更）申請のありました広告掲載について、東北町広告掲載条例施行規則第10条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

広告掲載の可否	<input type="checkbox"/> 許可
	<input type="checkbox"/> 不許可
不許可の理由	

広告媒体	<input type="checkbox"/> 町広報紙	<input type="checkbox"/> 町自主番組	<input type="checkbox"/> 町ホームページ
広告掲載期間	年 月～ 年 月	年 月 日～ 年 月 日	年 月～ 年 月
	計 箇月	計 週	計 箇月
広告料の金額	円	円	円
	合計 円		
広告掲載の主な規格及び広告料金	<input type="checkbox"/> 1号広告枠 48,000円/月	動画放送 <input type="checkbox"/> 7,000円/週 文字放送 <input type="checkbox"/> 4,000円/週	5,000円/月
	<input type="checkbox"/> 2号広告枠 36,000円/月		
	<input type="checkbox"/> 3号広告枠 24,000円/月		
	<input type="checkbox"/> 4号広告枠 12,000円/月		
	<input type="checkbox"/> 5号広告枠 6,000円/月		

東北町長 様

(広告主)

住 所
事業所名
代表者氏名
電話番号

東北町広告料減免申請書

東北町広告掲載条例施行規則第13条の規定に基づき、次のとおり広告料の減免を受けたいので申請します。

減免事由	<input type="checkbox"/> 国、地方公共団体及びそれに類する団体が行う事務及び事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 公益性、公共性の高い事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 町が共同で行う事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 町が協力又は後援する事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、町長が認める広告掲載をする。 ()
------	---

広告媒体	<input type="checkbox"/> 町広報紙	<input type="checkbox"/> 町自主番組	<input type="checkbox"/> 町ホームページ
広告掲載期間	年 月～ 年 月	年 月 日～ 年 月 日	年 月～ 年 月
	計 箇月	計 週	計 箇月
広告掲載減免申請額	円	円	円
	合計 円		
広告掲載の主な規格及び広告料金	<input type="checkbox"/> 1号広告枠 48,000円/月 <input type="checkbox"/> 2号広告枠 36,000円/月 <input type="checkbox"/> 3号広告枠 24,000円/月 <input type="checkbox"/> 4号広告枠 12,000円/月 <input type="checkbox"/> 5号広告枠 6,000円/月	動画放送 <input type="checkbox"/> 7,000円/週 文字放送 <input type="checkbox"/> 4,000円/週	5,000円/月
	※広告料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額とする。		

注(1)規格等の詳細は、東北町広告掲載条例施行規則別表第1をご参照ください。

様

東北町長

東北町広告料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました広告料減免について、東北町広告掲載条例施行規則第13条の規定に基づき、次のとおり通知します。

減免事由	<input type="checkbox"/> 国、地方公共団体及びそれに類する団体が行う事務及び事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 公益性、公共性の高い事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 町が共同で行う事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 町が協力又は後援する事業に関する広告掲載をする。 <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、町長が認める広告掲載をする。 ()
------	---

広告媒体	<input type="checkbox"/> 町広報紙	<input type="checkbox"/> 町自主番組	<input type="checkbox"/> 町ホームページ
広告掲載期間	年 月～ 年 月	年 月 日～ 年 月 日	年 月～ 年 月
	計 箇月	計 週	計 箇月
広告掲載減免決定額	円	円	円
	合計 円		
広告掲載の主な規格及び広告料金	<input type="checkbox"/> 1号広告枠 48,000円/月 <input type="checkbox"/> 2号広告枠 36,000円/月 <input type="checkbox"/> 3号広告枠 24,000円/月 <input type="checkbox"/> 4号広告枠 12,000円/月 <input type="checkbox"/> 5号広告枠 6,000円/月	動画放送 <input type="checkbox"/> 7,000円/週 文字放送 <input type="checkbox"/> 4,000円/週	5,000円/月
	※広告料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額とする。		

注(1)規格等の詳細は、東北町広告掲載条例施行規則別表第1をご参照ください。

第 号
年 月 日

様

東北町長

東北町広告掲載決定取消（中止）通知書

年 月 日付けで決定した広告掲載について、東北町広告掲載条例施行規則第15条の規定に基づき、次のとおり広告掲載の取消し（中止）を決定したので通知します。

取消理由	
------	--

広告媒体	<input type="checkbox"/> 町広報紙	<input type="checkbox"/> 町自主番組	<input type="checkbox"/> 町ホームページ
広告掲載期間	年 月～ 年 月	年 月 日～ 年 月 日	年 月～ 年 月
	計 箇月	計 週	計 箇月
広告料の金額	円	円	円
	合計 円		
広告掲載の主な規格及び広告料金	<input type="checkbox"/> 1号広告枠 48,000円/月 <input type="checkbox"/> 2号広告枠 36,000円/月 <input type="checkbox"/> 3号広告枠 24,000円/月 <input type="checkbox"/> 4号広告枠 12,000円/月 <input type="checkbox"/> 5号広告枠 6,000円/月	動画放送 <input type="checkbox"/> 7,000円/週 文字放送 <input type="checkbox"/> 4,000円/週	5,000円/月
	※広告料金の額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含めた額とする。		